

2021. 7. XX
日本郵便株式会社
信越支社総務・人事部
評価・給与担当

〇〇 〇〇 様

2021年夏期手当における誤支給の返納につきまして

拝啓 平素は、郵便局業務にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、早速ですが、2021年度夏期手当につきましては、本年6月30日にお支払いをしたところですが、貴方様に係る夏期手当につきまして、次のとおり誤支給をしており、過払いとなっております。

これは、本年4月に新設されました「シニアスタッフ職コース」、「高齢再雇用シニアスタッフ職コース」の方について、本来ならば制度改正に伴って「役割等級別等加算」が対象外（0%）となるべきところ、2014年度年末手当で「役割等級別等加算」が5%適用されていた方について、夏期手当において誤って5%加算してお支払いしているものです。

本件は、本年度から新設したコースのため、システム登録において一部誤りがあり発生したものであり、誠にご迷惑をおかけして申し訳ございません。

貴方様の誤支給額につきましては、次のとおりであり、7月月例給与(7/21)において精算をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

《貴方様の誤支給金額等(7/21月例給与で返納)》

誤支給金額(A)	共済等掛金還付額(B)	実際に返納いただく金額 (A-B)
▲※※, ※※※円	※※, ※※※円	▲※※, ※※※円

※7/21の給与支給明細書で確認をお願いします。

今後は、誤支給が発生しないよう取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

敬具